

「議員定数と報酬の見直し」について

1 議会運営委員会の検討スケジュールについて

- (1) 素案確定（議会内部での叩き台～複数案可） 令和7年2月
- (2) 原案確定（町民意見を反映した案～複数案可） 令和7年8月
- (3) 案確定（専門家の意見を加味した案～統一見解） 令和8年1月
- (4) 成案（議会提案～議決） 令和8年3～6月
- * 次期改選期からの適用とする（令和9年5月）。
- * 改正内容の周知期間を概ね1年確保する（議決目標時期：令和8年3～6月）。
- * 全員協議会は議会運営委員会での調査に応じて適宜開催する。
- * 議員間討議は創意工夫をし、各議員の意見を最大限引き出す手法とする。

2 議会改革諮問会議の検討スケジュールについて

- (1) 第1回会議 令和6年10月（実態・課題・対策の共通認識）
- (2) 第2回会議 令和7年1月（専門家の講義受講及び意見交換）
- (3) 第3回会議 令和7年4月（議員との意見交換）
- (4) 第4回会議 令和7年7月（答申に向けた議論・討議）
- (5) 第5回会議 令和7年10月（答申）

3 町民との意見交換会のスケジュールについて

- (1) 地域別懇談会（その1） 令和7年3月～7月（のうち1～2か月）
- (2) 地域別懇談会（その2） 令和8年3月～7月（のうち1～2か月）
- * 市街地・農村地域別に会場を設定し実施する。
- * 議会の「素案」を「原案」にするための意見聴取として実施する。
- * 意見交換会の結果により「素案」修正も念頭に置いて実施する。
- * 「その2」は「原案」を「案」にするための意見聴取として実施する。

4 議会モニター会議のスケジュールについて

- (1) 原案確定前の町民意見聴取 令和7年6月
- (2) 案確定前の町民意見聴取 令和7年11月
（原案から変更のない場合、2回目は実施しない）

5 議会サポーターとの協議スケジュールについて

- (1) 議会改革諮問会議での講義（仮：中尾氏） 令和7年1月（予算補正要）
- (2) 全員協議会での講義（仮：江藤氏） 令和7年7月（当初予算計上）